

第6編 水害対策編
(水防計画)

第1章 総 則

水害対策編（水防計画）は、水防法（昭和24年法律第193号）第3条の規定に基づき、二本松市地域における河川の洪水等に際し水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減するよう関係者が検討・協議を進め、もって市民の安全を保持することを目的とする。

なお、本編に定めるもの以外の必要な対策については、「二本松市地域防災計画（第2編一般災害対策編）」及び福島県水防計画に準拠するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防事務の処理

洪水に際し災害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条、第11条及び第16条による水防警報の通知等を受けたときから、洪水による危険が除去される間、本編に基づいて水防事務を処理するものとし、水防団の水防管理区域は次のとおりとする。

地区名	担当水防団	団員数※	水防団詰所	要水防河川	土木事務所又は河川国道事務所
全 市	本 部	1 5	市役所	全河川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
二本松	二本松地区隊 第1分団	1 0 5	各屯所	六角川、鯉川	二本松土木事務所
塩 沢	二本松地区隊 第2分団	6 7	各屯所	油井川、払川、鯉川	二本松土木事務所
岳 下	二本松地区隊 第3分団	1 1 6	各屯所	六角川、夏無川、原瀬川、 羽石川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
杉 田	二本松地区隊 第4分団	7 1	各屯所	原瀬川、杉田川 阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
石 井	二本松地区隊 第5分団	7 2	各屯所	平石川、浅川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
大 平	二本松地区隊 第6分団	7 0	各屯所	浅川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
油 井	安達地区隊 第1分団	9 0	各屯所	油井川、鯉川、阿武隈川	二本松土木事務所 福島河川国道事務所
渋 川	安達地区隊 第2分団	6 5	各屯所	払川	二本松土木事務所
上川崎	安達地区隊 第3分団	6 0	各屯所	阿武隈川	福島河川国道事務所
小 浜	岩代地区隊 第1分団	1 2 9	各屯所	移川、小浜川、口太川	二本松土木事務所
新 殿	岩代地区隊 第2分団	9 1	各屯所	移川、小浜川、口太川	二本松土木事務所
旭	岩代地区隊 第3分団	5 4	各屯所	口太川	二本松土木事務所
針 道	東和地区隊 第1分団	5 6	各屯所	針道川	二本松土木事務所
太 田	東和地区隊 第3分団	7 4	各屯所	若宮川、 安達太田川	二本松土木事務所
戸 沢	東和地区隊 第4分団	6 7	各屯所	安達太田川	二本松土木事務所
計	全15分団	1, 2 0 2			

※団員数には機能別団員は含まれていないが、各分団長等の判断により出動する

第2節 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部

- (1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたとときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は市民部生活環境課に置き、水防本部の組織及び事務分掌は次の2のとおりとする。
- (3) 二本松市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されたときは、その組織に入り水防事務を処理する。

2 水防本部の組織

水防活動の必要があると認められるような状況については、土砂災害等についても対応が必要である状況となることから、他の災害にも対応できるよう、水防本部の組織は「一般災害対策編 第2部 第1章 第2節 災害対策本部」（資料編 資料35～36）に準拠し立ち上げるものとする。なお、災害対策本部を水防本部と読み替える。

3 水防本部の事務分掌

上記2と同様の理由から、水防本部の事務分掌については「一般災害対策編 第2部 第1章 第2節 災害対策本部」（資料編 資料37～38）に準拠するものとする。

4 水防巡視

水防本部長は、河川水位が「一般災害対策編 第1部 第1章 第3節7水位観測所と水防活動に用いる基準水位」に定める消防団待機水位に達した旨の通知があり、なお水位が氾濫注意水位以上に上昇する見込みがある場合は、各河川の水防受け持ち区域の消防団分団長に対して、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が氾濫注意水位を越え、水防警報等の通知を受けた後もさらに水位が上昇する見込みの場合は、直ちに消防団長に通報し、関係消防団分団長に通知し、さらに必要な団員を招集し、警戒・水防活動等にあたらせるものとする。

なお、団員の出動にあたっては、安全の確保を第一に配慮するものとする。

第3章 重要水防区域

第1節 重要水防区域及び水防（消防）団警戒区域

重要水防区域及び各分団の水防受け持ち区域を次のとおり定める。

No.	河川名	水防（消防）分団名		重要水防区域			予 想 される 危険概要	対策水防 工 法	氾 濫 面 積 (ha)※
		地区隊名	分団名	左 岸 右 岸 の 別	位 置				
					大 字	字			
1	鯉 川	二本松	第1分団	両 岸		根 崎	溢 水	積土のう	1.00
2	羽 石 川	二本松	第3分団	両 岸		下ノ内	溢 水	積土のう	
3	原 瀬 川	二本松	第4分団	両 岸		舘野 四丁目	溢 水	積土のう	
4	杉 田 川	二本松	第4分団	両 岸		舘野 四丁目	溢 水	積土のう	
5	平 石 川	二本松	第5分団	両 岸		平石町	溢 水	積土のう	
6	鯉 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	馬出町 八軒町	溢 水	積土のう	24.00
7	油 井 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	梨子木 砂 田	溢 水	積土のう	31.00
8	油 井 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	上川原	溢 水	積土のう	
9	轟 川	安 達	第1分団	両 岸	油 井	柳田 中ノ内	溢 水	積土のう	
10	払 川	安 達	第2分団	両 岸	渋 川	田小屋	溢 水	積土のう	
11	小 浜 川	岩 代	第1分団	両 岸	小 浜	新 町	溢 水	積土のう	3.00
12	移 川	岩 代	第1分団	両 岸	下長折	花崎 移川	溢 水	積土のう	
13	口 太 川	岩 代	第3分団	両 岸	百目木	下名目津	溢 水	積土のう	
14	針 道 川	東 和	第1分団	両 岸	針 道	櫓町	溢 水	積土のう	
15	若 宮 川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	若宮	溢 水	積土のう	2.00
16	若 宮 川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	萩ノ田	溢 水	積土のう	
17	安達太田川	東 和	第3分団	両 岸	太 田	田 町	溢 水	積土のう	10.00
18	安達太田川	東 和	第4分団	両 岸	戸 沢	下 田	溢 水	積土のう	2.00
19	阿 武 隈 川	二本松	第3分団	左 岸		高 田	溢 水	積土のう	0.80
20	阿 武 隈 川	二本松	第4分団	左 岸		舟形石	堤体漏水	シート張	
21	阿 武 隈 川	二本松	第5分団	右 岸		南トロミ	溢 水	積土のう	1.56
22	阿 武 隈 川	二本松	第5分団	右 岸		平石高田	溢 水	積土のう	2.52
23	阿 武 隈 川	二本松	第6分団	右 岸		安達ヶ原	溢 水	積土のう	3.00
24	阿 武 隈 川	二本松	第6分団	右 岸		蓬 田	溢 水	積土のう	0.90

No.	河川名	水防（消防）分団名		重要水防区域			予 想 さ れ る 危 険 概 要	対 策 水 防 工 法	氾 濫 面 積 (ha) [※]
		地区隊名	分団名	左岸 右岸 の 別	位 置				
					大字	字			
25	阿武隈川	二本松	第6分団	右岸		浅川	溢水	積土のう	3.60
26	阿武隈川	安達	第1分団	左岸	油井	供中	溢水	積土のう	38.03
27	阿武隈川	安達	第3分団	左岸	上川崎	畑中	溢水	積土のう	25.0

※氾濫面積が空欄でも溢水被害は生じうる

第4章 設備・資材・器材輸送等の整備確保

第1節 設備・資器材の整備

水防倉庫及び資器材の管理・使用は、市長が行う。ただし、緊急を要する場合は、消防団分団長又は市長の命ずる者がこれを使用する。

水防倉庫の資器材を使用した場合は、当該責任者は直ちに水防本部に報告しなければならない。水防倉庫には絶えず水防資材を備えておき、不足を生じた場合は、随時必要資材の確保を講ずるものとする。

また、市及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に対して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、福島河川国道事務所長又は二本松土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

○水防倉庫に備蓄する資器材の基準

倉庫名		杉田 水防倉庫	大平 水防倉庫	浅川 水防倉庫	東和 水防倉庫	
所在地		西町269	安達ヶ原 3-63	中森379	針道字蔵下22	
備蓄資器材	両ツル	丁	5	5	5	2
	唐グワ	丁	5	5	5	—
	ナタ	丁	5	5	5	2
	掛矢	丁	5	5	5	3
	スコップ	丁	10	10	10	10
	斧	丁	5	5	5	—
	ペンチ	丁	10	10	10	5
	ハンマー	丁	3	3	3	—
	鎌	丁	20	20	20	3
	発電機	台	2	2	2	1
	投光器	台	2	2	2	4
	投光器三脚	台	2	2	2	4
	携行缶	個	1	1	1	—
	コンロ	個	30	30	30	—
	土のう	千枚	6	6	6	0.5
	シート 大	枚	100	100	100	5
	シート 小	枚	100	100	100	5
	杭木	本	100	50	50	200
鉄線	kg	50	50	50	—	
ロープ	本	20	20	20	10	
胴長	着	3	3	3	—	

第2節 輸送の確保

1 本部からの資材等の輸送

輸送車として大型特殊を除く市公用車を使用する。

種別・用途	二本松	安達	岩代	東和	計
軽貨物	25	6	6	3	40
軽乗用	32	13	8	7	60
小型特殊	3		1	1	5
小型貨物	16	7	4	3	30
小型乗用	7	2	4	3	16
普通貨物	3	2		5	10
普通乗用	7	2	1	2	12
普通特殊	11	2		1	14
普通乗合	2				2
計	106	34	24	25	189

2 水防団からの資材等の輸送

消防ポンプ自動車 29台
積載車 71台

3 その他

緊急を要する場合は、民間の車両を借り上げるものとする。

また、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路を作成し、二本松土木事務所長に提出しておくものとする。

第5章 予報及び警報等

第1節 気象台が発表する水防用気象通報

1 注意報・警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報、警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

2 注意報、警報の発表基準

気象台が発表する注意報、警報の発表基準については、「一般災害対策編 第2部 第3章 第1節2 注意報・警報発表基準」を参照のこと。

第2節 洪水予報

阿武隈川上流の洪水予報は、福島地方気象台と福島河川国道事務所が協同して発表する。

1 予報区間

左岸 須賀川市前田川字二枚橋地先
右岸 石川郡玉川村大字竜崎字滝山地先 } から福島・宮城県境まで

2 発表基準

ア 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇するおそれがあるとき発表する。

イ 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。

ウ 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき発表する。

エ 氾濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報区間内で氾濫が発生したとき発表する。

3 基準地点と基準水位（参考のために上流の本宮観測所も掲載）

観測所名	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
本 宮	4.00	5.00	6.30	7.90
二本松	5.50	6.50	10.10	10.40

第3節 水防警報

国土交通大臣又は河川管理者である県知事は、洪水又は災害が起きるおそれのある時は、水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告する。

阿武隈川については、国土交通大臣が水防警報を発表したものを県が受報し、市へ通報する。

1 水防警報の対象となる観測所

観測所名	地先名	水防団待機 水位 (m) (通報水位)	氾濫注意 水位 (m) (警戒水位)	氾濫危険 水位 (m) (危険水位)
本 宮	本宮市本宮字下町	4.00	5.00	7.90
二本松	二本松市安達ヶ原	5.50	6.50	10.40

2 水防警報の範囲

観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	その 他 必 要な事項
本 宮	水位4.00mに 達し氾濫注意 水位以上に達 すると思われ るとき	水位 4.50 m に達しなお上 昇のおそれ あるとき	水位 5.00 m に達しなお上 昇のおそれ あるとき	水防作業の必 要がなくなっ たとき	適宜洪水 情報を通 報する
二本松	水位5.50mに 達し氾濫注意 水位以上に達 すると思われ るとき	水位 6.00 m に達しなお上 昇のおそれ あるとき	水位 6.50 m に達しなお上 昇のおそれ あるとき	水防作業の必 要がなくなっ たとき	適宜洪水 情報を通 報する

第6章 気象及び水位状況の連絡、水位・雨量の通報

水防管理者は気象及び水位情報の連絡を受けたときまたは出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、消防団待機水位（通報水位）に達すれば直ちに次により水防体制を整えるものとする。

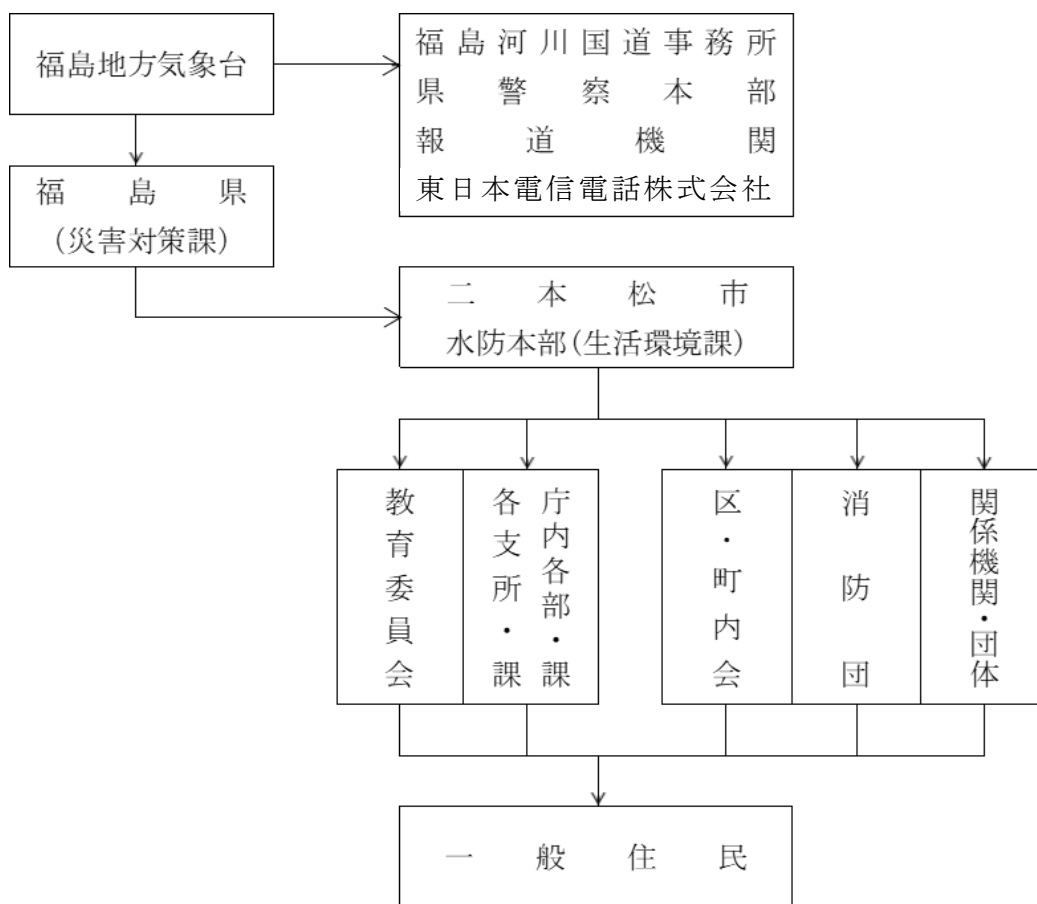
第1節 気象状況の連絡

- 1 警戒水防地域の消防団に状況を報告する。
- 2 二本松土木事務所と状況連絡を図り、対策を講ずるものとする。

第2節 水位・雨量の通報

水防本部は、水位・雨量の変動、警戒すべき通知を受けたとき、及び本部自ら出水のおそれを察知した時は、各分団へ迅速に通知するとともに、必要に応じ地域住民に周知する。

○気象通報連絡系統図



第3節 水位・雨量の調査

水防本部は、下記観測者と常時連絡をとり、水位・雨量の調査を行う。

1 水位観測所

河川名	観測所の名称	観測所の位置	水防団待機水位	汎注水水位	観測者	電話
阿武隈川	二本松観測所	安達ヶ原一丁目地内	5.50m	6.50m	福島河川国道事務所	024-539-6127
移川	移川観測所	下長折地内	—	—		
杉田川	杉田観測所	中江地内	1.60m	2.35m	二本松土木事務所	0243-22-1151
油井川	油井水位観測所	油井地内	1.00m	1.40m		
口太川	西谷観測所	太田地内	0.90m	1.70m		

2 雨量観測所

観測所名	所在地	雨量計の別	管理機関	電話
二本松土木事務所	金色 424-1	テレメータ	二本松土木事務所	0243-22-1151
西谷雨量水位	太田字上陣馬 27	テレメータ		
薬師岳雨量	永田字長坂国有林12林班イ小班	テレメータ		
二本松市役所安達支所	油井字濡石 1-2	自記	二本松市	0243-23-9054
二本松市役所岩代支所	小浜字北月山 27	自記		0243-65-2806
二本松市役所東和支所	針道字蔵下 22	自記		0243-66-2503
岳スキー場管理事務所	永田字長坂国有林班へ小班	自記	岳ダム管理事務所	0243-24-2241
岳ダム雨雪量観測所	岳温泉 2-5-2	テレメータ	山ノ入ダム管理事務所	0243-61-3830
山ノ入ダム雨雪量観測所	渋川字八王子 15-10	テレメータ		
安達地方広域行政組合消防本部	大壇 27	自記	安達地方広域行政組合	0243-22-1211
二本松地域気象観測所	金色久保 233-1	テレメータ	福島地方気象台	024-534-2162
二本松観測所	安達ヶ原 4-135	テレメータ	福島河川国道事務所	024-539-6127
岳観測所	岳温泉 1-197	テレメータ		
百目木観測所	百目木字向町 62	テレメータ		

第7章 気象情報・水防情報の連絡

第1節 水防通信連絡

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線・携帯電話及びファクシミリ通信等によるほか、近距離の連絡のため水防本部及び各消防分団に伝令を配置し、水防倉庫・水防作業現場等の連絡にあたらせる。

1 非常事態における通信連絡機関

必要に応じ、関係機関へ連絡を行う。（資料編 資料7を参考のこと。）

第2節 通報と伝達の系統図

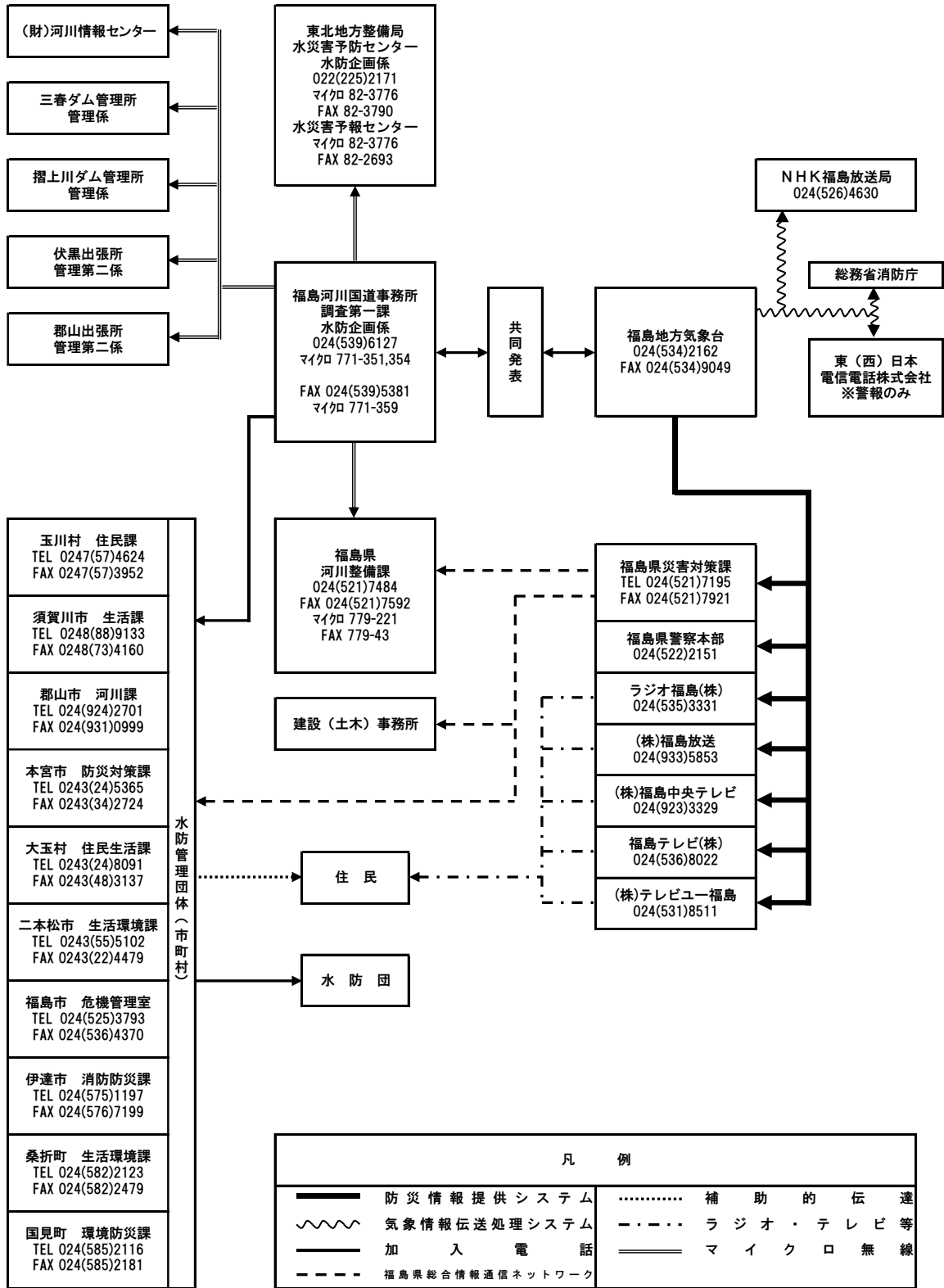
1 水防用気象予警報伝達系統図

「第6章第2節 水位・雨量の通報」の気象通報連絡系統図のとおり。

2 洪水予報・水防警報伝達系統図

福島地方気象台、国土交通省及び福島県が発表する洪水予報、水位周知ならびに水防警報の伝達系統は次頁のとおり。

阿武隈川（上流）洪水予報伝達系統図



第8章 出動及び作業

第1節 水防団の非常配備

1 水防団非常配備の基準

水防本部長が水防のため消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合発するものとする。

- (1) 水防警報指定河川にあっては、知事から警報を受けた場合。
- (2) 水防本部長自らの判断により必要と認めた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合。

2 消防団の非常配備

(1) 待機

次の場合、団長は情勢を把握することに努めるとともに、団員に対して待機の指示を行うものとする。

- ア 洪水予報が発せられたとき。
- イ 県水防本部が待機の状態にはいったとき。

(2) 準備

次の場合、資機材の点検・整備、作業人員の配備、危険箇所への団員の派遣を指示するものとする。

- ア 洪水予報が発せられ、水位上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

次の場合、消防団員の一部又は全部の集合を指示するものとする。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 水防警報（出動）が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

次の場合には、団長は水防本部に報告し、本部長は二本松土木事務所に報告するものとする。

- ア 水防団が出動したとき。
- イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防その他に異状を発見したとき。

第2節 市における非常配備

1 水防法及び福島県水防計画に基づく気象状況の通知があったときから危険が解消するまで、「第2章第2節 水防本部の設置及び組織事務分担表」による配備を行うものとする。

2 平常勤務から水防非常態勢への切換えを確実・迅速に行うとともに、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の事項の非常配備を行うものとする。

(1) 非常配備の種類

ア 第一配備態勢

少数の人員で主として情報収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては直ちに招集できる態勢とする。

イ 第二配備態勢

所属人員全員を動員する完全な水防態勢とする。

(2) 非常配備の時期及び解除の時期

非常配備及び解除の時期は水防本部長より指令する。

(3) 非常配備要領

第一・第二配備態勢とも、一応解除まで継続勤務するものとし、勤務が長引くときは、所属長において適宜交替させるものとする。

(4) 注意事項

ア 水防本部員は常に気象状況の変化に注意し、警報等が発せられたときは出動しなければならない。

イ 第一配備態勢後は、できる限り不急の外出は避け、待機しなければならない。

第3節 水防作業

1 水防工法

資料編 資料70～71のとおり

2 水防団員の責務

水防団員の責務は、住民の生命・身体・財産を水害からまもることにあるが、水防作業は危険が伴うため、次の点に留意して作業にあたるものとする。

(1) 一度出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとらないこととする。

(2) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとるものとする。

(3) 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張により疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけることとする。

(4) 水防活動に従事する者は、水防活動に従事する者自身の危険性が高いと判断した時には、自身の避難を優先する。

第4節 決壊の報告

堤防が決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、消防団長・地区隊長・分団長は直ちに水防本部長（水防管理者）に報告し、水防本部長は二本松土木事務所・福島河川国道事務所・二本松警察署及び氾濫のおよぼすおそれがある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

*連絡系統

分団長 — 地区隊長 — 消防団長 — 水防本部長 — { 二本松土木事務所
福島河川国道事務所
二本松警察署
隣接水防管理者

第5節 避難のための立退き

水防本部長は、自ら防御する堤防等が決壊した場合又は、破堤の危機に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、広報車その他の広報手段によって水防法第29条の規定による、立退き又はその準備を指示する。

第6節 安全配慮

水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、水防活動時には、ライフジャケットやヘルメットを着用し、携帯ラジオ等により最新情報を得ることとする。

また、上司は従事者に対して、危険で無理な作業が行われることのないよう、安全を第一に配慮する。

第9章 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、水防本部長はこれを一般に周知させるとともに、二本松土木事務所を通じて知事にその旨を報告するものとする。

第10章 水防報告

- 1 水防本部長が、二本松土木事務所に緊急報告すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 消防団を出動させたとき。
 - (2) 他の市町村（水防管理者）に応援したとき。
 - (3) 破堤・氾濫したとき。
 - (4) 洪水増減の状況。
 - (5) 応急復旧の状況。
 - (6) その他必要な事態が生じたとき。

- 2 消防団が水防本部長に緊急報告すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 分団が出動したとき。
 - (2) 他の分団に応援したとき。
 - (3) 破堤・氾濫したとき。
 - (4) 洪水増減の状況。
 - (5) 応急復旧の状況。

- 3 水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、水防本部長に報告するとともに、福島県水防計画に基づく報告を二本松土木事務所に報告しなければならない。
 - (1) 気象の状況。
 - (2) 警戒出動及び解散命令の時刻。
 - (3) 消防団員の出動の時期及び人員。
 - (4) 水防作業の状況。
 - (5) 使用資材の種類及び数とその消耗分。
 - (6) 水防法第21条（公用負担）による収用又は使用器具・資材の種類及び使用場所。
 - (7) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所。
 - (8) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所・氏名・その事由。
 - (9) 応援の状況。
 - (10) 居住者の出動状況。
 - (11) 警察署の応援状況。
 - (12) 現場指導官公吏の氏名。
 - (13) 立退き状況及びそれを指示した事由。
 - (14) 水防関係者の死傷。
 - (15) 殊勲者及び功績。
 - (16) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他消防団長の所見。
 - (17) 堤防・その他施設で、緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況。
 - (18) その他必要な事項。

第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 市に対して、河川に関する情報（阿武隈川の水位、河川管理施設の捜査状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防区域の合同点検の実施
- 3 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 市及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、市は、協定に基づき他の水防管理団又は消防機関に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理団又は消防機関から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた他の水防管理団又は消防機関の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

市は、水防のため必要があると認めるときは、二本松警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法については、あらかじめ二本松警察署長と協議しておくものとする。

第4節 国（福島河川国道事務所、福島地方気象台）との連携

1 阿武隈川上流洪水予報・水防連絡会

市は、県や福島河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防区域、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予報の連絡系統、既往洪水における出水状況、越水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、河川の水位状況については福島河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については福島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第12章 浸水想定区域における迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 要配慮者利用施設の避難確保のための措置に関する計画の作成等

水防法の規定により、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第2節 大規模工場等の浸水防止のための措置に関する計画の作成等

水防法の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。